

盛岡市自然環境調査業務委託

プロポーザル実施要領

令和5年4月

盛岡市環境企画課

この「プロポーザル実施要領」（以下「実施要領」という。）は、盛岡市が実施する「盛岡市自然環境調査業務」（以下「本業務」という。）に係る受注候補者の選定に関して、プロポーザルに参加しようとする者（以下「参加者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を定めるものである。

1 契約の種類

本契約は公募型プロポーザル方式によるものであり、企画提案の審査により受注候補者を選定し、「資料 仕様書」に掲げる業務について、盛岡市と受注候補者が協議の上、契約を締結するものであること。

2 本業務の概要

(1) 業務名

盛岡市自然環境調査業務委託

(2) 委託業務内容

仕様書のとおり

(3) 委託期間

契約締結日の翌日から令和8年3月31日まで

(4) 委託契約金額

27,000,000円（消費税額及び地方消費税額を含む。）

（内訳 令和5年度 8,000,000円、令和6年度 8,000,000円、
令和7年度 11,000,000円）

3 参加者の資格要件等

参加者は、下記に掲げるプロポーザル参加資格（以下「参加資格」という。）の要件をすべて満たしている者とする。

なお、複数の者による共同提案も認めるが、その場合、代表者を定めた上で参加するものとし、盛岡市との契約の当事者は当該代表者とする。また、代表者は下記(1)～(8)、構成員は(3)～(8)の要件を満たしている者とする。

〔参加資格〕

- (1) 盛岡市に本社、支社、営業所又はこれらに類する事業拠点等を有する者であること。
- (2) 過去10年間に国又は地方公共団体から、生物の生息状況等を取りまとめたものの作成もしくは作成に係る調査業務を元請けとして受注した実績を有すること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしている者若しくは再生手続開始の申立てがされている者（同法第33条第1項に規定する再生手

- 続開始の決定を受けた者を除く。)又は会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てをしている者若しくは更生手続開始の申立てがされている者(同法第41条第1項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。)でないこと。
- (5) 破産法(平成16年法律第75号)第18条若しくは第19条の規定による破産手続開始の申立てをなされていない者であること。
- (6) 最近1年間の法人税、事業税、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (7) 事業者の代表者、役員(執行役員を含む。)又は支店若しくは営業所を代表する者等、その経営に関与する者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団(同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)若しくは暴力団員と密接な関係を有している者でないこと。
- (8) 参加資格確認申請書類の提出の日から受注候補者を選定するまでの期間に、盛岡市から盛岡市競争入札参加資格者に対する指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (9) 単独提案した参加者は、他の共同提案の構成員となることはできないこと。
- (10) 生物分類技能検定有資格者を2名以上有すること。
- (11) 管理技術者には、生物分類技能検定資格試験1級に合格し登録している者で、実務経験が10年以上あり、自然環境調査関連業務に精通した者を配置することが可能であること。

4 担当部署

盛岡市環境企画課環境保全係

〒020-8531 岩手県盛岡市若園町2番18号

電話 019-613-8419

FAX 019-626-4153

メールアドレス kankyoku@city.morioka.iwate.jp

5 プロポーザル参加に係る手続きに関する事項

(1) 関係書類(様式)の入手方法

プロポーザルに関する下記資料について、盛岡市公式ホームページに掲載する。

- ・資料1 プロポーザル実施要領(本書)
- ・資料2 仕様書
- ・資料3 選定要領

(2) 本業務及び実施要領等に関する質問の受付・回答

本業務及び実施要領等に関する質問がある場合は、下記により受け付け回答する。

ア 受付期間

令和5年5月8日(月) 午後5時まで

イ 受付場所

「4 担当部署」に同じ。

ウ 提出方法

別紙様式「質問書」に簡潔に記入の上、電子メール又はFAXにより提出すること。

エ 回答方法及び期日

受け付けた質問については、令和5年5月11日(木)までに、電子メールにて質問者宛て回答するとともに、盛岡市ホームページに掲載する。

(3) 参加申込書類の提出

参加者は参加申込書類を下記により提出し、参加資格の確認を受けなければならない。

ア 提出書類

- ・ 参加意向申請書
- ・ 業務実績、体制及び資格等に関する書類（会社概要及び過去の主な受注等実績）
なお、複数の者による共同提案の場合は、構成員全員分の上記書類を提出するとともに、代表者及び構成員の役割分担についての資料(様式任意)を提出すること。

イ 提出期限

令和5年5月15日(月) [必着]

ウ 提出先及び提出方法

「4 担当部署」まで持参又は郵送により提出すること。

※持参の場合は、提出期限までの平日午前9時から正午まで又は午後1時から午後5時までの間に提出のこと。郵送の場合は、配達証明付書留郵便にて提出期限までに必着のこと。

エ 確認結果

参加資格の確認の結果参加が認められなかった場合は、令和5年5月16日(火)までに電子メールで通知する。

オ 留意事項

- ・ 上記書類を提出期限までに提出しなかった者又は参加資格が認められなかった者は、プロポーザルに参加することができない。
- ・ 参加申込書類に虚偽の記載が判明した場合は、参加資格を取り消すとともに、当該参加者が行った業務提案を無効とすることがある。
- ・ 参加資格の要件を満たしている者であっても、不正又は不誠実な行為があった場合、経営状況が著しく不健全であると認められる場合等にあつては、参加資格を認めないことがある。
- ・ 参加者は、下記「6 受託候補者の選定方法等に関する事項」に定める審査会の開催日までに参加資格の要件に該当しなくなったときは、参加資格を失うものとする。

(4) 企画提案書等の提出

参加者は、提案内容が盛り込まれた企画提案書を、下記により提出するものとする。

ア 提出書類

企画提案書 一式 7部

業務工程表 7部

イ 提出期限

令和5年5月17日(水) 午後5時必着

ウ 提出先及び提出方法

「4 担当部署」まで持参又は郵送により提出すること

※1 持参の場合は、提出期限までの平日午前9時から正午まで又は午後1時から午後5時までの間に提出のこと。

※2 郵送の場合は、封筒表に「プロポーザル提案書 在中」の旨を朱書きし、配達証明付書留郵便にて提出期限までに必着のこと。

エ 留意事項

- ・ 参加者1者につき1提案とする。
- ・ 一度提出した企画提案書等は、これを書換え、引換え、撤回又は再提出することを認めない。

(5) 企画提案の無効

参加届出書類の確認の結果、参加資格が認められなかった者の企画提案又は次のいずれかに該当する企画提案は、無効とする。

ア 提出期限を過ぎて提出された提案

イ 民法(明治29年法律第89号)第90条(公序良俗違反)、第93条(心裡留保)、第94条(虚偽表示)又は第95条(錯誤)に該当する提案

ウ 誤字、脱字等により必要事項が確認できない提案

エ その他プロポーザルに関する条件に違反した提案

(6) プロポーザルへの不参加

ア 参加申込書類の確認の結果、参加資格を有すると認められた者が、本業務に係るプロポーザルに参加しない場合は、審査会の開催日の前日までに、あらかじめ「4 担当部署」まで電話で連絡の上、「取下書」を持参又は郵送により提出すること。

イ アによりプロポーザルに参加しなかった者は、これを理由として、以降、盛岡市が実施する他の企画競争等について不利益な取扱いを受けることはない。

6 受託候補者の選定方法等に関する事項

(1) 受託候補者の選定方法

参加者の企画提案の審査は、「プロポーザル選定要領」に基づき、審査会において行うものとする。

(2) 審査会の開催

ア 開催期日（予定）

令和5年5月23日（火） 13：30～（別途通知）

イ 開催場所（予定）

盛岡市内（盛岡市総合福祉センター2階ボランティアルーム）（別途通知）

ウ 開催方法等

- ・ 審査は、参加者から提出された企画提案書等及び参加者による審査会でのプレゼンテーションに基づいて実施する。なお、プレゼンテーションの実施に当たっては、パソコン及び動画の使用は認めるが、追加資料等を提出することは認めない。
- ・ パソコン、プロジェクター等の機材を使用する場合は、事前に連絡の上、機材を持参すること。
- ・ 審査の順番については、企画提案書等の提出があった順とする。
- ・ プレゼンテーションの時間は、1者当たり30分（説明20分、質疑応答10分）とする。ただし、都合により、1者当たりのプレゼンテーションの時間を変更する場合がある。
- ・ 新型コロナウイルス感染症の状況によっては、書面のみによる審査とし、プレゼンテーションを実施しない場合がある。その際には、事前に書面で通知する。

(3) 受託候補者の決定

「プロポーザル選定要領」のとおり

(4) 審査結果の通知

審査結果については、各参加者に書面で通知する。

7 契約に関する事項

(1) 契約書作成の要否

要

(2) 契約内容及び仕様書

契約内容及び仕様については、仕様書に記載のとおりとする。仕様書に記載がないもの及び状況の変化等により仕様書の内容に協議が必要となったものについては、発注者と受注候補者が協議の上、決定する。

(3) 契約結果の公表

契約結果について、関係事項を盛岡市ホームページ上で公表する。

8 公正なプロポーザルの実施の確保

- (1) 参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第5号）等に抵触する行為を行ってはならない。

- (2) 参加者は、プロポーザルの実施に当たっては、競争を制限する目的で他の参加者と参加意思及び提案内容について、いかなる相談も行ってはならず、独自に企画提案書等を作成しなければならない。
- (3) 参加者は、受注候補者の選定前に、他の参加者に対して企画提案書を意図的に開示してはならない。
- (4) 参加者が連合し、又は不穏な行動をなす等の場合において、プロポーザルを公正に執行することができないと認められるときは、当該参加者をプロポーザルに参加させず、又はプロポーザルの執行を延期し、もしくは取りやめることがある。

9 その他

(1) 提出書類の取扱い

ア 参加者が盛岡市に提出した書類（以下「提出書類」という。）に含まれる著作物の著作権は、参加者に帰属する。

イ 提出書類は返却しない。

ウ 提案内容に含まれる特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、原則として参加者が負うものとする。

(2) プロポーザル参加に要する経費について

プロポーザル参加に要する経費は、全て参加者が負担するものとする。

(3) プロポーザルの中止等について

新型コロナウイルス感染症の状況によって、プロポーザルの実施を中止又は延期する場合がある。その場合の経費は、全て参加者が負担するものとする。

【参考】 スケジュール（予定）

- ① プロポーザル実施要領等の公表 4月14日(金)
- ② 質問書の提出期限 5月8日(月)
- ③ 質問に対する回答 5月11日(木)
- ④ 参加意向申請書等提出期限 5月15日(月)
- ⑤ 企画提案書等提出期限 5月17日(水)
- ⑥ 審査会（プレゼンテーション） 5月23日(火)
- ⑦ プロポーザル結果通知 5月30日(火)付けで郵送
- ⑧ 契約締結 6月上旬

※ 現在の予定であり、変更の場合は、その都度別途通知する。